

西宮市からのお願い

医療系廃棄物の適正処理について

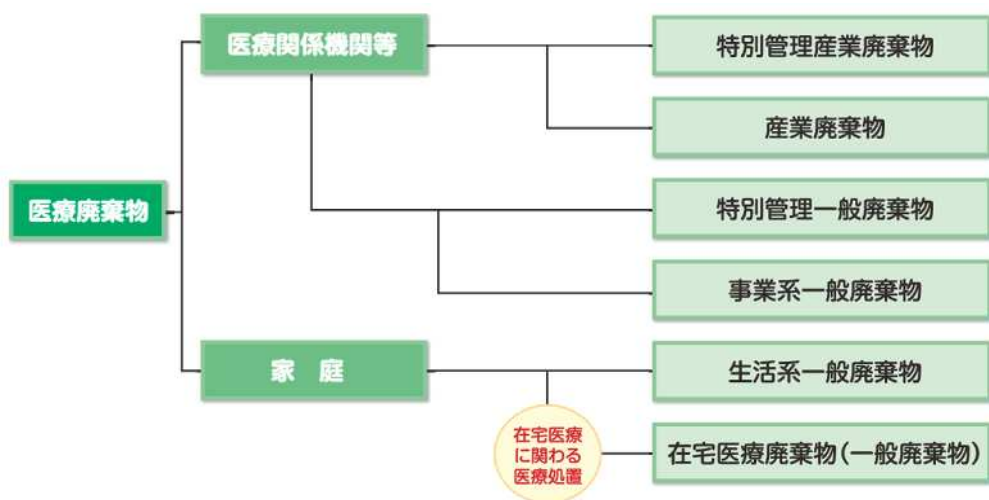
医療関係事業者のみなさまへ

- (1)すべての廃棄物は、廃棄物処理法に基づき適正に処理しなければなりません。
- (2)事業者(医療関係機関等)は、事業活動に伴って生じたすべての廃棄物を、「自らの責任」において処理するか、許可を受けた処理業者に「収集・運搬・処分」を委託しなければなりません。

廃棄物の区分

事業所から排出される廃棄物は、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物に区分されます。

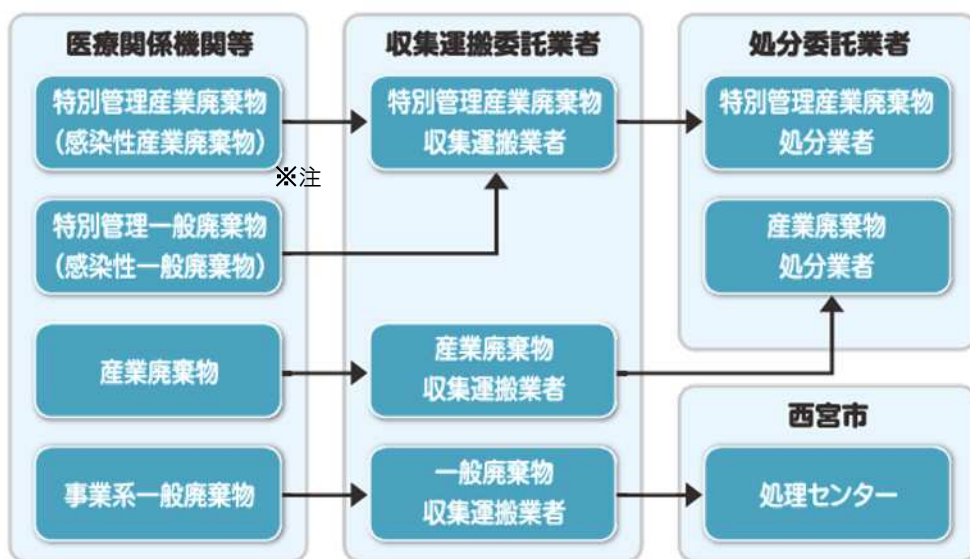
西宮市の処理センターでは産業廃棄物の受け入れはできません。産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理は、それぞれの収集運搬業及び処分業の許可を有している業者に委託してください。



廃棄物処理の委託

西宮市の処理センターでは、感染性一般廃棄物の受け入れはできません。施設内で滅菌処理した後、非感染性一般廃棄物として一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物)収集運搬業及び処分業の許可を有する業者に委託してください。

特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物)収集運搬業及び処分業の許可業者は、感染性一般廃棄物も取扱うことができます。



※注 感染性産業廃棄物以外にも特別管理産業廃棄物はあります

問い合わせ

産業廃棄物に関すること	環境総括室産業廃棄物対策課	☎ 0798-35-0185
一般廃棄物に関すること	環境事業部 美化企画課	☎ 0798-35-8653
一般廃棄物の自己搬入に関すること	環境施設部 施設管理課	☎ 0798-22-6601
産業廃棄物の処理業者について	(一社)兵庫県産業廃棄物協会	☎ 078-381-7464
一般廃棄物の収集運搬について	にしのみや環境サポート協同組合	☎ 0798-36-7806

医療関係事業者から排出される廃棄物の例

廃棄物の種類	具体例	区分	【判断のフロー】	区分	
紙くず類・厨芥類・繊維くず（包帯・ガーゼ・脱脂綿・リネン類）・木くず・皮革類・実験動物の死体など		一般廃棄物	<p>① 形状</p> <p>※血液、血清、血漿及び体液（精液を含む）</p> <p>※病理廃棄物（臓器・組織・皮膚等）</p> <p>※病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの</p> <p>※血液等が付着している鋭利な物（破損したガラスくず等を含む）</p> <p>いいえ ↓ はい →</p> <p>外見上血液と見分けのつかない輸血用血液製剤等や<u>血液等が付着していない鋭利なもの</u> →感染性廃棄物と同等の扱いをする</p> <p>② 排出場所</p> <p>※感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>いいえ ↓ はい →</p> <p>③ 感染症の種類</p> <p>※感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等の使用された後、排出されたもの</p> <p>※感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等（ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る）</p> <p>いいえ ↓ はい →</p> <p>④ ここまでで判断できない</p> <p>医師等により感染の恐れがあると判断される場合</p> <p>← いいえ はい →</p>	特別管理 一般廃棄物	
汚泥	血液（凝固したものに限り）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥	産業廃棄物			感染性廃棄物
廃油	アルコール類、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油				
廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム酸、その他の酸性の廃液				
廃アルカリ	レントゲンの現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液				
廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの				
ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等				
金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの				
ガラスくず コンクリートくず及び 陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの				